

公 告

熊本県公告第761号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき実施した平成16年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年9月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成16年度職業訓練指導員試験合格者

受験番号	1、2、3、4、5、7、8、9、10、11、12、13、14、16
------	-----------------------------------

熊本県公告第762号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年9月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字宮ノ前1117番1
1,746.64平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市平成三丁目16番27号
株式会社九建ホーム

熊本県公告第763号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年9月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
人権に関する県民意識調査業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成17年3月25日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、人権に関する県民意識調査業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として、営業種目「その他」において、各種調査業務を取扱業種として登録されている者であること。
 - (2) 4の(4)記載の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部人権同和対策課人権企画班（県庁新館4階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111 内線7432
- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間
平成16年9月24日（金）から平成16年10月4日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時までとする。

- イ 交付場所
3に記載のとおり
- (3) 入札保証金免除申請書の提出期間及び提出場所
 - ア 提出期間
平成16年9月24日(金)から平成16年10月4日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時30分から午後5時までとする。
 - イ 提出場所
3に記載のとおり
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成16年10月7日(木)午後2時から
 - イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 県庁行政棟本館6階601会議室
- (5) 入札書の提出方法
4の(4)記載の入札場所に持参するものとする。
- 5 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
設定しない。
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札決定の日から14日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札決定の日から7日以内とする。
 - (7) 契約保証金
10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき

(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第764号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成16年9月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県立大学教育用システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県立大学事務局総務課
郵便番号 862-8502 熊本県熊本市月出三丁目1番100号
- 3 落札者を決定した日
平成16年7月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
NEC リース株式会社熊本支店
熊本県熊本市水道町8番6号
- 5 落札金額
2,233,350円(1箇月当たりの賃借料。うち消費税及び地方消費税の額106,350円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成16年6月14日

熊本県公告第765号

下益城郡松橋町下益城南部土地改良区理事長松田利康から平成16年7月14日付けで申請の定款変更については、平成16年9月15日付けで認可した。

平成16年9月24日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第766号

菊池郡旭志村旭志村土地改良区理事長石井光幸から平成16年7月9日付けで申請の定款変更については、平成16年9月15日付けで認可した。

平成16年9月24日

熊本県知事 潮谷 義子

訓 令**熊本県教育委員会訓令第6号**

本庁各課
各地方機関

公立小学校に勤務する県費負担教職員記章規程を次のように定める。

平成16年9月24日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

公立小学校に勤務する県費負担教職員記章規程

(目的)

第1条 この規程は、公立小学校に勤務する県費負担教職員記章(以下「記章」という。)を定めることにより、公立小学校に勤務する県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいい、非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)(以下「教職員」という。))としての身分を明確にし、地域住民や児童、保護者の厚い信頼を得る高い倫理観を持った教育関係の職務に従事する教職員としての品位を保持するとともに、教職員相互の協調を図ることを目的とする。

(記章)

第2条 記章は、別記第1号様式とする。

(記章の着用)

第3条 教職員は、記章を着用するものとする。

2 記章は、左胸上部の適当なところに着用するものとする。

(記章の貸与)

第4条 記章は、教職員に貸与するものとする。